

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

u003cbr>

改正後			現行																																
(略)			(略)																																
<p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和8年6月4日から施行する。</u></p>																																			
<p>別表</p> <p>1 保険適用外の料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>処置料等</td> <td>A-Cube（少量血清から多種類自己抗体を検出する検査） 特異的IgE抗体測定（新設）</td> <td>61,820 <u>21,780（新設）</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			区分		金額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	処置料等	A-Cube（少量血清から多種類自己抗体を検出する検査） 特異的IgE抗体測定（新設）	61,820 <u>21,780（新設）</u>	(略)	(略)	(略)	<p>別表</p> <p>1 保険適用外の料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>処置料等</td> <td>A-Cube（少量血清から多種類自己抗体を検出する検査）</td> <td>61,820</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			区分		金額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	処置料等	A-Cube（少量血清から多種類自己抗体を検出する検査）	61,820	(略)	(略)	(略)
区分		金額																																	
(略)	(略)	(略)																																	
(略)	(略)	(略)																																	
処置料等	A-Cube（少量血清から多種類自己抗体を検出する検査） 特異的IgE抗体測定（新設）	61,820 <u>21,780（新設）</u>																																	
(略)	(略)	(略)																																	
区分		金額																																	
(略)	(略)	(略)																																	
(略)	(略)	(略)																																	
処置料等	A-Cube（少量血清から多種類自己抗体を検出する検査）	61,820																																	
(略)	(略)	(略)																																	
<p>(略)</p> <p>【改正理由】</p> <p>皮膚科にて状態把握目的で実施する「特異的IgE抗体測定」の自費料金を設定するため、所要の改正を行うものである。</p>			(略)																																